

第4次地域福祉活動計画

あい せんだいあいプラン

“地域福祉の推進は、自分たちの未来をつくる”

平成28年度～平成32年度

概要版



地域福祉活動計画とは、仙台市社会福祉協議会の呼びかけのもと地域の福祉関係団体、NPO・ボランティア、福祉サービス事業者などが協力し、住民主体による地域福祉の取り組みをさらに進めることを目的に、地域福祉推進の行動計画として策定しており、それぞれの活動をどのように進めて行けば、その総和として仙台市全体の地域福祉が推進されていくかを示すものです。

また、策定にあたっては、市民参加の機会を設けるとともに、同時期に策定作業が進められた仙台市の行政計画と地域ニーズや福祉課題の実態把握を連携して行うなど、官・民で地域福祉推進の方向性を同じくし、地域福祉を効果的に推し進めるよう取り組みました。

計画策定の趣旨と基本理念

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

課題に対し、公的な制度やサービスの考え方が示される一方で、公的な福祉だけに頼らない地域住民や民間の参画による支え合い、助け合いの仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は大きなものとなっています。加えて、東日本大震災で被災された方への支援体制づくりも極めて大きな課題となっています。

仙台市社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域ニーズに基づく課題解決に向けて、住民やさまざまな活動主体が共通認識を持ち、互いに連携・協働することはもとより、市民一人ひとりの参加を得て、支え合い、助け合いにより課題解決に向けた活動や行動を促進することが重要であり、中長期的な視点で計画的に取り組むことが欠かせないことから、その活動指針となる第4次地域福祉活動計画(せんだいあいプラン)を策定しました。本計画は、本会が地域福祉の推進役となり、地域住民をはじめ、地域の福祉関係団体やNPO・ボランティア、福祉サービス事業者など、さまざまな活動主体が役割を担って行動するとともに、連携・協働して地域福祉の推進を目指すものです。

社会状況・ニーズの変化のイメージ

少子・高齢化、世帯規模の縮小、家族や地域での助け合い機能の低下

長期失業者、非正規雇用労働者、就職困難者、ワーキングプアの増加

年齢や種別ごとに専門分化した社会福祉制度、契約制度

社会的孤立による課題の増加

生活保護受給者の増加、不安定な雇用や低収入による生活の不安定化

制度の狭間の課題の増加、複合的課題の増加



市民参加による策定と行政計画との連携

本活動計画は、「一人ひとりの市民」の参加を得て、協力・連携・協働により地域福祉の推進を目指すものであり、策定プロセスでは、多くの「市民参加」の機会を設けるよう取り組みました。

第4次地域福祉活動計画策定委員会

ワークショップの開催

地域福祉セミナーの開催

第3次地域福祉活動計画推進委員会

パブリックコメントの実施



本活動計画は、第3期仙台市地域保健福祉計画と地域ニーズや福祉課題の実態把握を連携して行うなど、官・民で地域福祉推進の方向性を同じくする「地域福祉推進の両輪」として連携して策定しました。

〔民間の計画〕

第4次地域福祉活動計画

目標を共有し一体的に策定

〔行政の計画〕

第3期地域保健福祉計画

一体的な
取り組みによる
地域福祉の
推進力強化

市民と行政の
協働による
地域福祉の推進

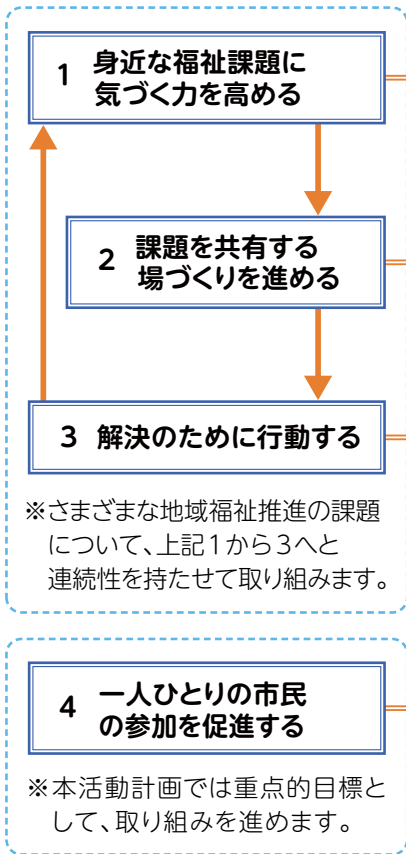
基本目標及び施策の方向性

本活動計画では、基本理念を実現するための視点として4つの「基本目標」と、それぞれの基本目標を達成するために具体的な「施策の方向性」を定めました。全体のイメージとそれぞれの内容は次のとおりです。

基本理念

一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり

《基本目標》



震災の経験を活かす

《施策の方向性》

- ①身近な住民同士や世代を超えた交流の促進
 - ②災害時要援護者支援体制の強化
 - ③身近な相談機能の強化
- ①課題やニーズを共有する場づくりの推進
 - ②課題解決を図るネットワークづくりの促進
 - ③身近な福祉ニーズや課題を知る・学ぶ機会の増進
- ①住民同士が支え合い、助け合う活動の推進
 - ②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と地域のリーダー・コーディネーターとの連携・協力及び発掘・育成
 - ③行政及び福祉活動団体、福祉施設など、多様な主体による協働の推進
 - ④地域福祉活動の財源を確保する取り組みの推進
 - ⑤地域ニーズに応じた新たなサービス開発
- ①住民の主体的参画、ボランティア活動の推進
 - ②活動ボランティア、地域のリーダー・コーディネーターの育成
 - ③活動に参加しやすい仕組みづくりの推進
 - ④多様な活動の担い手・地域資源のコーディネート機能の強化

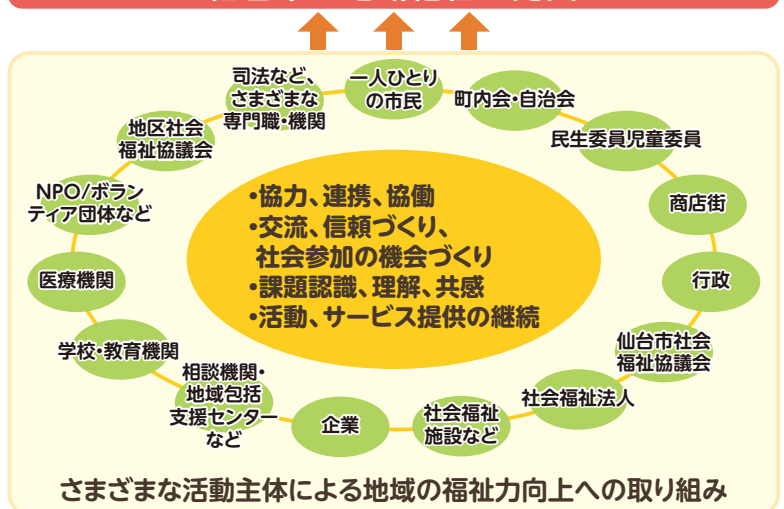
それぞれの活動主体に期待される役割

地域との関わりを持つ全ての人や団体、企業がそれぞれの役割を担い、積極的に行動し、強く結びつき協調・協力していくことが地域福祉推進のために重要となります。

さらに、東日本大震災で生れた地域の絆づくりなどの実践成果や経験により高まった地域福祉への貢献意識を一過性のものとせず、日常より地域福祉活動へ継続的に参加していく意識へつなげ、行動していくことが大切です。

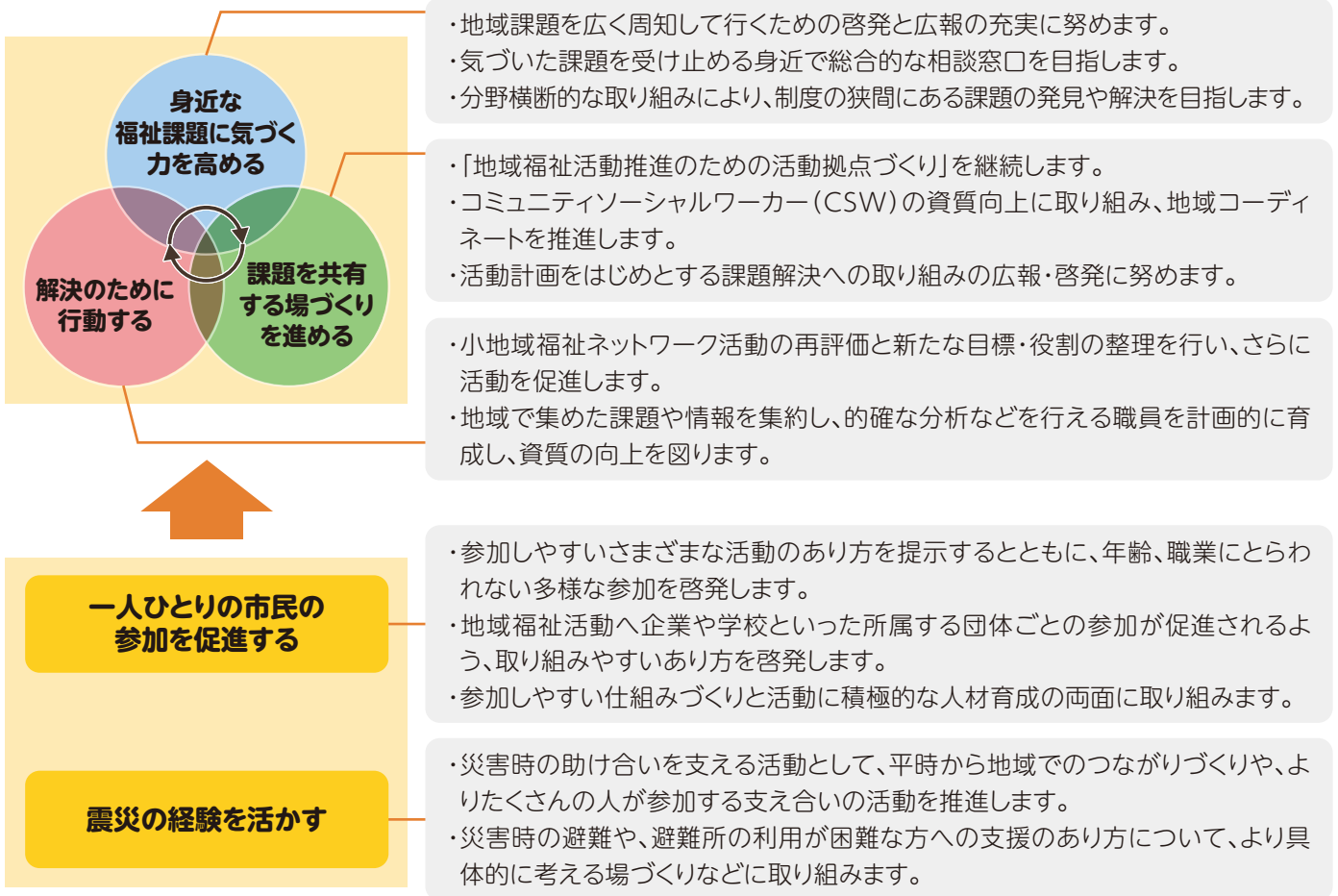
安心して生活できる環境は、地域の福祉が充実したしっかりとした地域コミュニティを作っていくことであり、そのためには、さまざまな主体が地域コミュニティの一員としての意識を持ち、無理のない範囲で地域福祉に参加し、行動を起こすことが必要であり、大きな力となります。

仙台市の地域福祉の充実



仙台市社会福祉協議会の取り組み

本会は、本活動計画を推進するためには前項で記載するさまざまな活動主体の役割が重要であることに鑑み、充分にその力が発揮されることを期待するとともに、連携や協働の推進を支援し、支えていく役割を担っています。一方で、本会自らも地域福祉推進を使命とする団体として、担い手不足の解消などの課題解決のため、主体的にその役割を果たしていきます。



お近くの社会福祉協議会はこちらです

<p>●青葉区事務所 〒980-0802 青葉区二日町4-3 市役所二日町分庁舎1階 電話 265-5260 FAX 265-5262</p>	<p>●青葉区宮城支部事務所 〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂27-1 宮城社会福祉センター内 電話 392-7868 FAX 392-7736</p>
<p>●宮城野区事務所 〒983-0841 宮城野区原町3-5-20 メゾン坂下1階 電話 256-3650 FAX 392-7736</p>	<p>●若林区事務所 〒984-0811 若林区保春院前丁3-4 若林区中央市民センター別棟2階 電話 282-7971 FAX 282-7998</p>
<p>●太白区事務所 〒982-0012 太白区長町南3-1-30 南部アーチル1階 電話 248-8188 FAX 248-1330</p>	<p>●泉区事務所 〒981-3131 泉区七北田字道48-12 泉社会福祉センター内 電話 372-1581 FAX 372-8969</p>
<p>●社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 〒980-0022 青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ6階 電話 223-2010 FAX 262-1948</p>	<p>本会ホームページに計画の全文を掲載しています。仙台市社会福祉協議会及び区・支部事務所の窓口でもご覧いただけます。</p> <p>ホームページ http://www.shakyo-sendai.or.jp</p>